

令和8年度
川口市立戸塚北小学校
PTA書面総会

議 事

- (1) 令和7年度活動報告
- (2) 令和7年度決算報告および監査報告
- (3) 令和8年度本部役員（案）
教頭・主幹教諭・学年主任・相談役の紹介
- (4) 令和8年度活動計画（案）
- (5) 令和8年度予算（案）

令和7年度 P T A 活動報告

()内は日付

月	本部対応	生活担当	広報担当	おやじの会
4	入学式協力 (8)			
5	離任式参加 (2) 書面総会 (16) 耳鼻科検診協力 (21)		ほくと発行 (先生紹介号)	(メール)おやじの会 総会資料配付 (9)
6	P T A 会費集金・集計 (11, 12) 川口市 P T A 連合会総会 (14) 学校公開受付協力 (14) クリーン作戦協力 (14) 戸塚七校連絡協議会総会 (28) 学校保健委員会 講演会 (30)	美化活動・飼育栽培委員会参加 (6)		クリーン作戦協力 (13)
7	会計監査 (16) カーテンクリーニング (17, 18) 大掃除補助 (17)	ベルマーク集計 (11)	ほくと発行 (99号)	
8				
9		ベルマーク集計・環境委員会参加 (5)		
10	運動会協力 (12)	美化活動 (2)		運動会協力 (12)
11	P T A 会費集金・集計 (26, 27)			
12	戸塚七校代表者会議 (6) クリスマスイベント開催 (13) 会計監査 (22) 大掃除補助 (23)	ベルマーク集計 (17)		門松準備 (6) 門松作り (13)
1	音楽会協力 (24) モルック大会協力 (24)			音楽会協力 (24) モルック大会 (24)
2	市 P 連川口市青少年健全地域の集い (18) 戸塚七校代表者会議 (28)	ベルマーク集計・環境委員会参加 (6)		
3	会計監査 (17)	美化活動 (7, 11)	ほくと発行 (100号)	美化活動 (7)
	川口市 P T A 連合会の対応 市 P 連東ブロックの対応 戸塚七校連絡協議会の対応 地区小中学校・町会・市の対応 講演会等の出席および情報公開 パトロール当番表発行	環境委員会参加 飼育・栽培委員会参加	編集会議 撮影 編集作業 印刷依頼	主催イベント開催 幸せの黄色いレシート (ダイエー) 一閉店に伴い R7 年度で終了

令和7年度 戸塚北小PTA会費 決算報告書

(単位：円)

1. 収入の部

項目	予算額	決算額	増減	備考
PTA会費	1,252,000	1,230,000	▲ 22,000	1学期(618)、2学期(612)、3学期(0)
繰越金	762,803	762,803	0	
雑収入	0	1,682	1,682	利息
合計	2,014,803	1,994,485	-20,318	

2. 支出の部

款	項目	予算額	決算額	増減	備考	
庶務費	事務費	300,000	9,549	290,451	事務用品購入、会員向け名札等	
	渉外費	20,000	600	19,400	市P連、東ブロック、戸塚7校行事参加費等	
	会議費	15,000	0	15,000	お茶代等	
	小計	335,000	10,149	324,851		
事業費	学校協力費	学校協力費	350,000	350,000	0	特別活動、音楽学習用具、印刷機代等
		教育奨励費	150,000	150,000	0	歯ファイル代、卒業証書フォルダー代、徽章代等
	会員教育費	会員研修費	20,000	0	20,000	会員研修参加交通費
		会員講演会費	20,000	0	20,000	会員講演会参加交通費
	安全対策費	安全対策費	150,000	92,616	57,384	プロバイダ代、マイクロソフトライセンス更新料等
	PTA行事費	PTA行事費	260,000	62,689	197,311	通信費、美化活動、ベルマーク活動、イベント活動費等
	専門委員費	広告費	200,000	77,869	122,131	「ほくと」印刷費、活動広報費等
		おやじの会	60,000	44,744	15,256	おやじの会主催イベント、清掃活動費等
小計	1,210,000	777,918	432,082			
諸費	分担金	20,000	15,440	4,560	市P連、東ブロック、戸塚7校分担金等	
	総合補償加入金	51,000	47,112	3,888	市P連「PTA総合補償制度」加入費	
	諸費	弔意費	40,000	21,800	18,200	会員弔意費
		記念品	40,000	36,000	4,000	転退職者記念品・お祝等
		積立金	200,000	200,000	0	記念事業積立金(令和7年度分)
		雑費	10,000	0	10,000	
小計	361,000	320,352	40,648			
予備費	予備費	108,803	22,000	86,803		
合計	2,014,803	1,130,419	884,384			

3. 差引残高 (収入合計 - 支出合計 = 次年度繰越金)
 ¥1,994,485 - ¥1,130,419 = ¥864,066

4. 積立金(記念事業等)

年度・項目	積立金合計
令和6年度残高	1,619,347円
令和7年度積立	200,000円
合計	1,819,347円

上記の通り、ご報告いたします。

令和8年3月31日

PTA会計 本橋 浩之

PTA会計 鈴木 麻衣子(代理)

5. 収支金(フェスタ)※

年度・項目	積立金合計
令和6年度残高	45,139円
令和7年度支出	45,139円
令和7年度収入	30,353円
合計	30,353円

会計監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和8年3月31日

PTA監事 松本 啓

PTA監事 中村 文

※ダイエーの閉店に伴い「幸せの黄色いレシート」現金支給分(¥30,353)を令和7年度収入として入金

令和8年度戸塚北小学校PTA本部役員（案）

役職名（）内は担当	氏名	児童クラス
会長	伊藤直樹	5-4
副会長・監事（おやじ）	簗口潤	5-4・3-2
副会長（おやじ）	尾畑真	2-1
副会長・書記（広報）	古和亜也子	6-1
副会長・会計	本橋浩之	教頭
会計（生活）	宇杉茉莉子	3-4
監事（生活）	高井亜紀	5-3
幹事（おやじ）	松本啓	6-3
幹事（おやじ）	佐藤尚志	4-2
幹事（広報）	飯塚由香里	6-3
幹事（生活）	貫井千絵	4-4

令和8年度 主幹教諭・各学年主任

主幹教諭	西村桂子	4学年主任	大瀧篤志
1学年主任	平出真紀	5学年主任	佐々木健登
2学年主任	田口望美	6学年主任	中村祐太
3学年主任	肥田彩有里	ひまわり主任	石井悠

令和8年度 PTA相談役

鹿田大輔	校長	森川智道	17代会長
------	----	------	-------

令和8年度 PTA顧問

飯塚利文	14代会長	松井潤	16代会長
石崎直人	15代会長		

令和8年度PTA本部役員退任者

氏名	役歴	在任年数
鈴木麻衣子	幹事（R3～R4年度、R7年度） 副会長（R5～R6年度）	5年
中村文	幹事（R4～R6年度） 監事（R7年度）	4年
中村真悟	幹事（R4～R7年度）	4年

令和8年度 P T A 活動計画 (案) ()内は日付

月	本部対応	生活担当	広報担当	おやじの会
4	入学式参加 (8) 歯科健診協力 (23,30)			
5	離任式参加 (1) 歯科健診協力 (7,19) 書面総会 (15) 内科検診協力 (15)		ほくと・先生紹介号発行 (15)	(メール)おやじの会 総会資料配付 (15)
6	川口市 P T A 連合会総会 歯科健診協力 (3) 学校公開受付協力 (13) P T A 会費集金・集計 (17,18) 戸塚七校連絡協議会総会 (27)	美化活動／飼育栽培委員会参加 (5) 美化活動／飼育栽培委員会参加・予備日 (26)		クリーン作戦 (13)
7	会計監査 (15) 大掃除補助 (16) カーテンクリーニング (16,17)	ベルマーク集計 (10)	ほくと・101号発行 (17)	
8				
9		美化活動 (30)		
10	運動会協力 (10)	美化活動・予備日 (1,2) ベルマーク集計／環境委員会参加 (30)		運動会協力 (10)
11	P T A 会費集金・集計 (18,19)			
12	P T A 主催行事予定 (12) 会計監査 (22) 大掃除補助 (23)	ベルマーク集計 (16)		門松制作準備 (5) 門松制作 (12)
1	音楽会協力 (30) モルック大会協力 (30)	ベルマーク集計／環境委員会参加 (15)		モルック大会開催 (30)
2		美化活動／飼育栽培委員会参加 (5)		
3	会計監査 (19)		ほくと・102号発行 (23)	
	川口市 P T A 連合会の対応 市 P 運東ブロックの対応 戸塚7校連絡協議会の対応 地区小中学校・町会・市の対応 講演会等の出席および情報公開 パトロール当番表発行	環境委員会参加 飼育・栽培委員会参加	編集会議 撮影 編集作業 印刷依頼	

令和8年度 戸塚北小PTA活動予算 (案)

(単位：円)

1. 収入の部

項目	本年度予算額	前年度決算額	前年度予算額	備考
PTA会費	1,240,000	1,230,000	1,252,000	本年度(家庭数584+教職員36)×2000円
繰越金	857,045	762,803	762,803	
雑収入	0	1,682	0	利息
合計	2,097,045	1,994,485	2,014,803	

家庭数	584
教員数	36
会費	2,000

2. 支出の部

款	項	目	本年度予算額	前年度決算額	前年度予算額	備考
庶務費	事務費	費	300,000	9,549	300,000	事務用品購入、会員向け名札等
	渉外費	費	20,000	600	20,000	市P連、東ブロック、戸塚7校行事参加費等
	会議費	費	15,000	0	15,000	お茶代等
	小計		335,000	10,149	335,000	
事業費	学校協力費	費	350,000	350,000	350,000	特別活動、音楽学習用具、印刷機代、ゲストライターチャーター謝礼等
	教育奨励費	費	150,000	150,000	150,000	歯アイル代、徽章代、ホワイトボード購入費等
	会員教育費	費	20,000	0	20,000	会員研修参加交通費
	会員講演会費	費	20,000	0	20,000	会員講演会参加交通費
	安全対策費	費	170,000	92,616	150,000	プロバイダ代、マイクロソフトライセンス更新料等
	PTA行事費	費	260,000	62,689	260,000	通信費、美化活動、ベルマーク活動、イベント活動費等
	広報費	費	200,000	77,869	200,000	「ほくと」印刷費、活動広報費等
おやじの会	費	75,000	44,744	60,000	おやじの会主催イベント、清掃活動費、脚立購入費等	
小計		1,245,000	777,918	1,210,000		
諸費	分担金	分	20,000	15,440	20,000	市P連、東ブロック、戸塚7校分担金等
	総合補償加入金	金	50,000	47,112	51,000	市P連「PTA総合補償制度」加入費
	諸費	費	40,000	21,800	40,000	会員弔意費
	記念品	品	200,000	36,000	40,000	転退職者記念品・お祝など
	積立金	金	200,000	200,000	200,000	記念事業積立金(令和8年度分)
	雑費	費	0	0	10,000	
	小計		510,000	320,352	361,000	
	予備費	費	7,045	22,000	108,803	
	合計		2,097,045	1,130,419	2,014,803	

川口市立戸塚北小学校PTA会則

<第1章> 名称および事務所

第1条 本会は川口市立戸塚北小学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

<第2章> 組織

第2条 本会は、任意の川口市立戸塚北小学校の児童の保護者と教職員をもって組織する。

第3条 会員はすべて平等である。

<第3章> 目的

第4条 本会は、本校教育の充実振興に寄与し、学校の教育的環境の充実に協力し、あわせて会員相互の親睦を深め、教養を高めることを目的とする。

<第4章> 方針

第5条 本会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。

- 1、児童の教育並びに福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力する。
- 2、特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 3、教育委員会・学校当局に対して、学校教育進展のための建設的な意見を具申し、参考資料を提供するが、学校管理・運営・人事には干渉しない。
- 4、他のいかなる団体若しくは機関の支配・統制・干渉を受けない。

<第5章> 役員

第6条 本会は、次の役員を置く。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 組織定数名（1名は教頭）
- 3、監事 2名
- 4、幹事 組織定数名
- 5、学級役員 必要に応じて任命
- 6、相談役 若干名（1名は校長）
- 7、前記1～4を本部役員と称する。

第7条 本会の役員選出方法は次の通りとする。

- 1、会長・副会長・監事は、役員会において会員の中より選出し、総会の承認を得る。
- 2、幹事は、会員の中から会長が委嘱する。
- 3、学級役員は、各学級ごとに会員が互選する。
- 4、相談役は、会長が委嘱する。
- 5、おやじの会会長は会長または副会長が兼務する。

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1、会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長不在の場合には代理をつとめる。
- 3、監事・幹事は、本会の会計事務及び学校学年費の監査をする。

- 4、幹事は、各種活動を企画立案執行する。また、本会の庶務・会計にあたる。
- 5、学級役員は学級担任と共に、会員相互の連絡、並びに各種活動の協力の任に当たる。
- 6、相談役は、PTA活動が円滑に推移するよう助言・指導・協力をする。

第9条 役員任期は次の通りとする。

- 1、本部役員任期は1年とし、任期満了時に本人の意思を確認し、それを尊重する。また、再任を妨げない。
- 2、学級役員任期は1年とする。
- 3、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第9条2 本部役員が任期満了で退任後も、児童が在学中の場合は、必要に応じて本人の意志を確認し、本部付役員として活動できることとする。

第10条 本会には顧問をおくことができる。顧問は本校教育のために特に功労のあった者の中から役員会の推薦により会長が委嘱する。

<第6章> 会 議

第11条 会議は総会・役員会・本部会・三役会とし会長が召集する。各会議の議長は出席者の互選とする。

第12条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とする。総会は毎年1回開き、予算・決算の審議・承認、会則の改廃および事業計画につき決定する。ただし、必要あるときは随時に開くことができる。総会欠席者は決議事項を承認したものとする。

<第7章> 役員会

第13条 役員会は、役員で構成し、随時開催して担当する事業の企画・運営に当たる。

第14条 役員会の協議事項については、出席者の過半数を以って議決する。

<第8章> 本部会

第15条 本会の業務と学校行事及び要請を円滑に処理・実施するため、本部会を置く。

第16条 本部会は、本部役員ならびに主幹教諭(教務主任)・各学年主任を持って構成する。

<第9章> 三役会

第17条 本会の業務を円滑に実施するため、三役会を置く。

第18条 三役会は、会長・副会長・監事・幹事・主幹教諭(教務主任)を持って構成する。

<第10章> おやじの会

第19条 本会は附属機関としておやじの会を有する。

第20条 おやじの会は学校行事やPTA行事に協力するとともに、児童のための行事を企画し運営する。また、営利を目的とする活動は一切行わない。

第21条 会員は本校在学中の子供を持つ保護者を中心に構成され卒業後も資格を失効しない。

<第11章> 特別委員会

第22条 本会は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

<第12章> 会 計

第23条 本会の会計は、会費及びその他をもって行う。

第24条 本会の会費は、会費細則による。

第25条 本会会計は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第26条 本会会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

<第13章> 弔 意

第27条 弔意は弔意細則による。

<第14章> 表 彰

第28条 表彰については、表彰細則による。

<第15章> 補 則

第29条 本会運営のため必要な細則は、役員会において定める。

第30条 本会則の改正または廃止は、総会において出席者の2/3以上の賛同を得て決める。

第31条 本会には次の帳簿を備える。

- 1、会員名簿 2、記録簿 3、会計簿 4、その他に必要な帳簿
- 付 則

- 1、本会会則は、平成15年4月1日より施行する。

平成23年5月13日改正

平成27年5月8日改正

平成29年5月12日改正

令和4年5月24日改正

- 2、年度中に会則の変更をしなければならない事態が生じたときは、三役会の過半数の賛成をもって、これを変更できるものとする。

川口市立戸塚北小学校PTA会費細則

第1条 この細則は、戸塚北小学校PTA会則第24条に基づき、PTA会費について定める。

第2条 本会の会費は世帯単位（教職員は1名）とし、年額3,000円を3回に分けて徴収するが、年度の活動状況により増減する場合がある。

第3条 会員に対する会費徴収に関しては、次の通りとする。

会費徴収日における在籍会員より徴収する。また、途中転出会員に対し、すでに徴収済みの会費については返還しないものとする。

第4条 年間予算については本部会にて作成し、総会において承認を得なければならない。

第5条 この細則の改廃は、本部会にて行う。

付 則

この細則は、平成14年4月1日から実施する。

平成25年5月10日改正

令和4年5月24日改正

川口市立戸塚北小学校PTA弔意細則

- 第1条 この細則は、川口市立戸塚北小学校PTA会則第27条に基づき、PTA会員および児童に関する弔事につきPTAの趣旨に則し、弔意を表すために定める。
- 第2条 この細則に基づき弔事は教頭の連絡を受け、会長の承認を経て執行され、会長は最も近い三役会で報告を行うものとする。
- 第3条 弔事の範囲はPTA会員ならびに配偶者・児童の死亡とする。
- 第4条 弔意は5,000円を持って表す。
- 第5条 上記以外の場合は、会長・副会長で相談し、支出することができる。
- 第6条 弔意に対する返礼としての金品は一切受け取らない。
- 第7条 この細則に基づく弔慰金は、PTA一般会計から支出する。

付 則

この細則は、平成15年4月1日から実施する。

令和4年5月24日改正

令和7年5月23日改正

川口市立戸塚北小学校PTA表彰細則

- 第1条 この細則は川口市立戸塚北小学校PTA会則第28条に基づき顕彰について定める。
- 第2条 本会に特に功労のあった者、または本会として表彰・感謝する必要がある者については役員会の議決を経て、表彰状あるいは感謝状、または記念品を贈り顕彰することができる。
- 第3条 本会の本部役員で、退任された者には感謝状を贈るものとする。
また、会長・副会長および本部役員で4年以上役職にあり退任する者には、三役会の協議承認を経たうえで、記念品をそえるものとする。
- 第4条 教職員退職・異動の場合は、離任式において感謝の気持ちを表すものとする。
- 第5条 上記以外の場合には三役会で相談して決める。

付 則

この細則は、平成15年4月1日から実施する。

平成21年5月15日改正

令和4年5月24日改正